

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的实施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

「中間まとめ」(※)で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

I. 相談支援体制の構築

- 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》
- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
 - 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
 - ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
 - 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、賃働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者が多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
- 他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

II. 支援メニューの充実

- 《安定した雇用による就労自立を実現》
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
 - 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
 - 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

- 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》
- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
 - 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

③ 養育費確保、④ 経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

- 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》
- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
 - 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
 - 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

現。ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

【 】内の「予」は平成26年度予算案で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

(※) 社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」(平成25年8月23日)